

別表4-1【BELS 評価業務手数料(非住宅)】

(単位:円 [税込])

床面積の合計(m ²)	モデル建物法			標準入力法 (主要室入力法含む)		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
～100 未満	115,500	92,400	69,300	231,000	184,800	138,600
100 以上～200 未満	132,000	105,600	79,200	264,000	211,200	158,400
200 以上～300 未満	148,500	118,800	89,100	297,000	237,600	178,200
300 以上～500 未満	181,500	145,200	108,900	363,000	290,400	217,800
500 以上～1,000 未満	231,000	184,800	138,600	462,000	369,600	277,200
1,000 以上～2,000 未満	280,500	224,400	168,300	561,000	448,800	336,600
2,000 以上～3,000 未満	330,000	264,000	198,000	660,000	528,000	396,000
3,000 以上～4,000 未満	379,500	303,600	227,700	759,000	607,200	455,400
4,000 以上～5,000 未満	429,000	343,200	257,400	858,000	686,400	514,800
5,000 以上～10,000 未満	495,000	396,000	297,000	990,000	792,000	594,000
10,000 以上～20,000 未満	577,500	462,000	346,500	1,155,000	924,000	693,000
20,000 以上～50,000 未満	660,000	528,000	396,000	1,320,000	1,056,000	792,000
50,000 以上	825,000	660,000	495,000	1,650,000	1,320,000	990,000

【別表4-1注意事項】

【用途モデル分類】

※1 A種、B種、C種の用途モデル分類は下表を適用する。

【適用するモデル一覧】

A種
ビジネスホテルモデル、シティホテルモデル、総合病院モデル、福祉施設モデル、集会所モデル(社寺を除く)
B種
事務所モデル、大規模物販モデル、小規模物販モデル、学校モデル、幼稚園モデル、大学モデル、講堂モデル、飲食店モデル、クリニックモデル、集会所モデル(社寺)
C種
工場モデル

- ※2 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次の通りとする。
- ① 一部にA種が含まれるときはA種
 - ② A種が含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

【面積算定方法】

※3 面積は申請範囲の非住宅部分の床面積とし、その算定は建築基準法に基づき行う。

【割増加算】

※4 モデル建物法において複数モデルとなる場合は、2モデル目以降1モデルにつき10分の2の割り増しとする。ただし、主たる用途が 駐車場ではない建築物に駐車場がある場合で、屋外駐車場として「工場モデル」を適用する場合は1モデルとして加算しない。

【併願申請】

- ※5 併願申請対象業務は、当社で行う適合性判定（軽微変更該当証明申請を含む。）、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定の技術的審査とする。
- ※6 次の条件の全てに該当する場合は、別表4-1記載の料金によらず、一律38,500円（税込）とする。
- ① 併願申請対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること。
 - ② 本業務の申請内容が※5記載の併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容（本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容で再計算したものを含む。）であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。
- ※7 ※6が適用される場合において、次に該当する場合にはそれぞれに記載の額を加算する。
- ① 標準入力法を使用し、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、別表第4-1記載の標準入力法の料金の10分の1の額。
 - ② 本業務の申請において、新たに太陽光発電設備の設置を考慮して同一の計算プログラムで再計算した場合には11,000円（税込）。

【ZEB表示への適用】

※8 ZEBの表示を希望する場合は、その申請範囲によらず、当該申請範囲を含む非住宅部分全体の用途分類、面積に応じて適用される別表4-1記載の料金に、表4-2の申請範囲等の別に定める加算倍率を乗じる。ただし、※6が適用される場合は、これによらず表4-3の料金を加算する。

別表4-2

（単位：円 [税込]）

申請範囲	希望する表示項目	計算方法	加算倍率
建築物全体 及び 非住宅部分 全体	ZEB Oriented以外	指定なし	1.0（加算なし）
	ZEB Oriented	モデル建物法	
		標準入力法	1.0＋（用途数－1）×0.1
建物用途	各種ZEB	モデル建物法のみ	1.0（加算なし）
		標準入力法のみ	1.0＋（用途数－1）×0.1
		モデル建物法＋標準入力法	見積り

別表4-3

(単位:円 [税込])

申請範囲	希望する表示項目	用途数	計算方法	加算倍率
建築物全体 及び 非住宅部分 全体	ZEB Oriented以外	指定なし	指定なし	11,000(税込)
	ZEB Oriented	単一	モデル建物法	
			標準入力法	
		複数	モデル建物法	$33,000(\text{税込}) \times (1.0 + (\text{用途数} - 1) \times 0.1)$
			標準入力法	
建物用途	各種ZEB	複数	モデル建物法のみ	11,000(税込)
			標準入力法のみ	$33,000(\text{税込}) \times (1.0 + (\text{用途数} - 1) \times 0.1)$
			モデル建物法+標準入力法	見積り

- ◆ 表4-2及び4-3中の「モデル建物法+標準入力法」とは、建築物全体と用途の計算方法が異なる場合とする。
- ◆ 表4-2及び4-3中の「用途数」は、建築物省エネ法上の用途の数を示す。用途数が6以上となる場合は6とする。

【計画変更】

- ※9 計画変更の評価料金は、変更後の面積・用途・モデル数(モデル数はモデル建物法を適用する場合に限る。)・ZEBの表示に応じて適用される別表4-1記載の料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおり適用する。
- ① 計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項(ZEBの表示に関する事項は除く。)のみの変更については、11,000円(税込)。
 - ② 新たにZEBの表示を行う場合又はZEBの種別を変更する場合は、変更後の面積・用途・モデル数(モデル数はモデル建物法を適用する場合に限る。)に応じて適用される別表4-1記載の料金の10分の6の額に※8表4-2を適用した額。
 - ③ ※6を適用する場合において、ZEBの表示を希望する場合は、※6の額に※8表4-3の額を加算した額。
- ※10 計画変更の申請において、次のいずれかに該当する場合は、別表4-1記載の料金を適用する。
- ① 当社が評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から1年を経過したもの。(※9①の場合を除く。)
 - ② モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請するもの。
 - ③ 直前の評価において※6を適用した物件で、計画変更の申請において※6を適用せずに申請するもの。
- 【その他】
- ※11 直前の評価を他の機関で行っている場合は新規の申請として取り扱う。
- ※12 一の申請に対し、複数の申請範囲の評価書の交付を希望する場合は、交付希望枚数から1を減じた数に11,000円(税込)を乗じた額を加算する。
- ※13 評価書の再交付の料金は評価書一通につき11,000円(税込)とする。
- ※14 プレート等(以下「アイテム」という。)を希望する場合は、アイテムの制作依頼手続きに関して業務手数料として1アイテムにつき5,500円(税込)が別途加算する。(アイテムの制作に係る費用は別途請求する。)
- ※15 BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。
- ※16 上記手数料の適用が著しく不合理であると当社が判断した場合は別途見積とする。

別表4-4【BELS 評価業務手数料(住宅)】

(単位:円 [税込])

戸建ての住宅 及び 併用住宅の 住宅部分	申請種別	料 金	
	単独申請	55,000	
	併願申請	18,700	
共同住宅等 (共同住宅・ 長屋・ 複合建築物 の 住宅部分)	申請種別	基本料金	戸当たり料金
	単独申請	132,000	4,400
	併願申請	66,000	2,200
	・共同住宅等の料金は、基本料金＋評価住戸数×戸当たり料金とする。 ・共用部を含めて評価を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金が加算する。 共用部が併願申請の対象となる場合は下表に示す額の10分の5の額とする。		
	住戸数	共用部料金	
	100戸以下	132,000	
	101戸以上	132,000+(住戸数-100)×770	

◆ 共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。

【別表4-4注意事項】

【併願申請】

- ※1 併願申請対象業務は、当社で行う適合性判定(軽微変更該当証明申請を含む。)、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査とする。
- ※2 併願申請の手数料は次の条件のすべてに該当する場合に適用する。
- ① 併願申請対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること。
 - ② 本業務の申請内容が※1記載の併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容(本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPIに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容で再計算したものを含む。)であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。
- ※3 共同住宅等における併願申請について、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金のみ別表4-4記載の併願申請の料金とし、共用部料金は別表4-4で示す規模等に応じて適用される料金とする。

【計画変更】

- ※4 計画変更の評価料金は、当初の申請において単独申請の料金が適用された場合は、単独申請の料金の10分の5の額とし、併願申請の料金が適用された場合は、併願申請の料金とする。なお、共同住宅等にあつては変更後の住戸数に応じて算定する(以下※4において同じ。)。また、次の場合はそれぞれに記載のとおり適用する。
- ① 計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項(ZEHの表示に関する事項を除く。)のみの変更は変更する評価書一通につき11,000円(税込)。
 - ② 共同住宅等において、変更が一部の住戸に限られる場合は、変更する住戸数に11,000円(税込)を乗じた額。
 - ③ 共同住宅等において、当初の申請で住棟のみの評価を取得した場合で、新たに住戸の評価を追加する場合は、次の額。
 - 1) 当初の申請における住戸及び共用部の評価から変更がない場合 11,000円(税込)
 - 2) 1)以外かつ変更が一部の住戸に限られる場合 ※4②の額。
 - ④ 共同住宅等において、当初の申請ですべての住戸に係る評価を取得した場合で、新たに住棟の評価を追加する場合は、それぞれ次の額。
 - 1) 当初の申請における住戸の評価から変更がない場合 11,000円(税込)。この時、共用部の審査を行う場合は、別表4-4に示す規模等に応じて適用される共用部料金(※)1が適用される場合は※1の共用部料金を加算する。(共用部料金の取り扱いは2)において同じ。)
 - 2) 1)以外かつ変更が一部の住戸に限られる場合 ※4の額。

- ※5 計画変更の申請において、次のいずれかに該当する場合は、別表4-4記載の料金を適用する。
- ① 当社が評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から1年を経過したもの。(※4①の場合を除く。)
 - ② 共同住宅等において、評価対象とする住戸を新たに追加して評価するもの。
 - ③ 評価手法を変更して評価するもの。

【その他】

- ※6 直前の評価を他の機関で行っている場合は新規の申請として取り扱う。
- ※7 評価書の再交付の料金は評価書一通につき11,000円(税込)とする。
- ※8 プレート等(以下「アイテム」という。)を希望する場合は、アイテムの制作依頼手続きに関して業務手数料として1アイテムにつき5,500円(税込)が別途加算する。(アイテムの制作に係る費用は別途請求す
- ※9 上記手数料の適用が著しく不合理であると当社が判断した場合は別途見積とする。

【BELS 評価業務手数料(複合建築物)】

- ・ 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表4-1、住宅部分については別表4-4により算定される料金の合計の額とする。
- ・ 評価の対象となる範囲が非住宅部分と住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、別表4-1又は別表4-4により算定される額とする。
- ・ 計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。